

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（46）

小田中 聰樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は安保法案（戦争法案）が参議院を通過した 2015 年 9 月の国会審議と闘いを詳述しています。その 2 回目です。9 月の闘いだけでも 5 回ほどの連載となります。 ）

五 戦争法案反対の動き（三）

- 一 （1）自公両党が戦争法案を強行採決する危険の迫るなか、9月15日、参院安保法制特別委員会は中央公聴会を開き、有識者6人から意見聴取を行った。95人の応募者から6人が選ばれ、そのうち4人が反対意見を述べた。
 - ① 学生団体シールズ「自由と民主主義のための緊急行動」の奥田愛基さん（明治大学大学院）は、“国会前の巨大な群像の中の一人として国会に来ています”“行動こそ主権者として当たり前のことであり”“この国の憲法の理念を体現するもの”“世代を超えた反対のうねりは、70年間の平和主義の歩みを引き継ぎ、守るものだ”“今国会での可決は無理”“廃棄するしかない”と述べた。
 - ② 浜田邦夫最高裁判事は、今回の法案は違憲であるとし、“私がここに出た理由としては日本の民主社会の基盤が崩れていくという大変な危機感があったからです。言論・報道・学問の自由、大学がこれだけ立ち上がって反対しているということは安倍政権と法案は日本の知的活動についての重大な脅威の象徴です”と述べた。
 - ③ 松井芳郎名古屋大学名誉教授は、①集団的自衛権は、先進国が海外の帝国主義的な収益を守るために考え出された法概念であること、②今日の時点で集団的自衛権行使を可能にすることは日本を危険な方向に向かわせること、③ホルムズ海峡の機雷封鎖は武力攻撃ではなく、これに対して個別のであれ、集団的であれ自衛権を行使できないこと、④紛争地から退去する民間人を乗せた米軍艦の保護の例は、軍艦は武力紛争時には攻撃の目標となり、軍艦で民間人を退避させることは考えられないことであり、集団的自衛権とからめるのはおかしい話であること、⑤集団的自衛権を認めることは立憲主義に反すること、を述べた。
 - ④ 小林節慶応大学名誉教授は、今回の法案は内閣の判断で自衛隊を海外に派兵できることにしたこと、明白な憲法違反の法律が多数決で強行されることは独裁政治の始まりであること、を述べた（9月16日赤旗）。
 - ⑤ 9月15日、裁判官OB75人が反対声明を発表し、参議院議長宛てに陳情書を提出した。声明は、「政府・与党による解釈改憲や違憲の安保法案は、立憲主義や法の

支配という民主主義の根本原則に反する」というものである。

- ⑥ 9月15日、日本高齢者大会が和歌山市内で始まり、テーマは「戦後70年、憲法を生かし格差のない社会を」であった。そして、日本を「戦争する国」にさせないために交流した（9月16日赤旗）。

二 世論はいかなる状態にあるか。朝日新聞の世論調査では、戦争法案賛成が29%。反対が59%。法案審議が尽くされていない、が75%。今国会成立の必要ないが68%である。産経新聞社とFNNの合同調査でも、今国会成立反対が59.9%、賛成が32.4%である（何れも9月12, 13日調査）（赤旗9月16日）。

三 （1）9月15日、明治大学、日本大学、専修大学、法政大学の4大学の「九条の会」や「安保法案に反対する教員有志の会」は、安保法案の廃案を求める共同講演会を開催した。学者、市民210人が参加し、宮崎礼壹法政大学教授（元内閣法制局長官）、浦田一郎明治大学教授、晴山一穂専修大学教授、小森陽一東大教授、明治大学学生有志代表がそれぞれスピーチした。

また東京都議会の6会派（共産、民主、維新、生活者ネットワーク、無所属2会派）が「安保関連法案の強引な採決に反対する」という超党派の緊急アピールを発表し、街頭宣伝やリレートークを行った。

香川県弁護士会歴代会長17人は、9月14日、廃案を求める声明を発表した。

9月15日「総がかり行動実行委員会」の呼びかけで国会周辺は、北海道から沖縄までの大勢の人が集まり、廃棄のための座り込みや集会が終日行われた。その数1万人。その中で元自衛隊員が、「仲間の隊員を殺されたくない。国民を危険な目にあわせたくない。安倍政権のやっていることは国民に対する背信行為です」と述べた（9月16日赤旗）。

9月14日仙台市で開かれた緊急県民集会には1000人が参加し、デモ行進を行った。

9月14日、札幌市で「戦争させない北海道委員会」が街頭演説やデモを行った。参加者は1100人を超えた（9月16日赤旗）。

9月16日、「総がかり行動実行委員会」やシールズによる緊急行動が国会周辺で行われた。参加者は3万5000人を超えた。そして“強行採決反対”“安倍政権はただちに退陣”の声がこだました。夜行バスで参加した青森県からは、“必ず廃案にと叫びに来ました。憲法と民主主義を守る運動をさらに燃え上がらせる”と語った（9月17日赤旗）。

(2) 9月16日、参議院安保法制特別委員会は、横浜市で公聴会を開いた。四氏が意見陳述したが、ここでは広渡清吾前日本学術会議会長の意見を紹介する。

“法案強行は民意を無視し、民主主義、国民主権にそむくものだ” “もしこの法案が

通れば軍事が優先する社会になる。” “どうして大学が軍事研究しないのか “という議論が押し寄せてくることを恐れるから学者は立ち上がっている” と述べた。そして「安全保障関連法案に反対する学者の会」のアピールに 1 万 3988 人の賛同が集まり、全国 137 大学で法案反対の有志の会が結成されていることを紹介した（9 月 17 日赤旗）。

(3) もう少し広渡氏の述べたことを詳しく紹介する。

“「安全保障関連法案に反対する学者の会」の一人です。現在法案に反対する学者の賛同者は 1 万 3988 人、137 大学で法案反対の有志の会が結成されました。普段政治活動になじみのない学者のみならず、学生、子育て世代など国民の全階層に反対運動が広がっています。その理由は、日本国家社会の柱である平和主義・民主主義・立憲主義が危機にあり、法案が成立すれば国の形が根本的に覆されると考えるからです。

現在の深刻な問題は、国会の多数派と国民の多数派のねじれです。主権者国民は国会の多数派に全くの白紙委任を与えてはいない。国民を「選挙のときだけ主権者」として押し縮めることは、民主主義の形骸化です。国民の民意に耳を傾けることが、政治家の責務です。

安保法案は、安倍首相の「積極的平和主義」の名の下に、自衛隊を武力行使する「軍隊」として世界に派遣し、自衛隊員が“人を殺し自ら殺される”事態をつくり出すものです。まさに平和主義とは正反対の「武力の積極的使用」を意味します。武力行使は人を殺傷し、当の自分が殺傷されることを含むもの。

戦後、日本国憲法が確立した「個人の尊厳」の原理と両立しません。さらに武力行使をすれば国際紛争は解決せず、逆に問題を生むと、現にヨーロッパに押し寄せる難民問題が示しています。

安保法案を強行採決し、米軍との軍事同盟を強化する道は、日本国家の高い志と道義性を否定するものです。

全ての議員が国民の代表として、国民の反対と不安を自分の目と耳で認識し、法案の違憲性を判断して廃案にしていきたい。“（9 月 17 日赤旗）

(3) 私は、戦争は「個人の尊厳」を侵すといより「人間の尊厳」を蹂躪するものであると思う。人間は個として存在するのではなく、社会的存在だからである。その他の点では広渡氏の陳述は学者の良心的な意見で、正しいと思う。

(4) 広渡氏の危惧感には現実的な根拠がある。

経団連は、9 月 15 日軍需産業の育成・強化を求める提言を発表した。

その中味は①国会で審議中の安全保障関連法案が成立すれば、自衛隊の国際的役割の拡大が見込まれること、②武器輸出を国家戦略として推進すること、③軍事生産・技術基盤の維持・強化のため中長期的な研究開発計画や取得計画の明示化を要求し、関連する予算の拡充と実現に向けた強いリーダーシップの発揮が求められること、④軍事費の拡大を要求したこと、などである（9 月 17 日赤旗）。

(5) この提言は、研究・教育に金を注ぎ込み、軍事研究・軍事教育を強化すべきことを提言したのである。

その結果として生じる事態は、軍用科学の進展であり、学者・科学者の権力志向増大と権力癒着の強化であり、学者・研究者の墮落である。

六 戦争法案反対運動(四)

(1) ここで再び、9月16日以降の戦争法反対運動について述べよう。

9月16日、反対運動は、強行採決の動きが切迫する中で、全国各地で展開された。

小平市で、札幌市で、高知市で、東京・上板橋駅周辺で、京都市で、国会正門前、長野市で、秋田市で、名古屋市で、徳島市で、新潟市で、青森市で、和歌山市で、那覇市で、埼玉で、湯河原町で、町田市で、芦屋市で、大阪市西淀川区で、岡山市で、北九州市で、宇部市で、横浜市で・・・(9月17日赤旗、同日河北新報)。

(2) 9月16日早稲田大学法学部主催のシンポジウム「立憲主義の危機に抗して」が同大学で開かれ、370人が参加した。樋口陽一東北・東京大学名誉教授は、“安倍政権は知性を無視・敵視しており、この態度が政治の危機を招き、違憲・違法を超えた無法状態にしている。専門家の知性と市民の知性の連結が政権への抵抗になる”と批判した。

また長谷部恭男早大教授は戦争法案を違憲とする憲法学者の指摘を受け止めない政府・与党の態度を批判し、国家は個人相互の社会契約に基づくものであるというルソールの説を引きながら、安倍政権は日本国憲法という主権者・国民の社会契約を攻撃していると批判した(9月17日赤旗)。

(3) 9月16日、「安保法制と安倍政権の暴走を許さない演劇人・舞台表現者の会」は、首都圏と近畿など21駅で約300人が反対意思を表明するプラカードを掲げて立つ「サイレント・スタンディング」を行った(9月17日赤旗)。

9月15日、日本ペンクラブは、「安保法制審議に民主主義の良心を示せ」とする声明を発表した。

9月15日、日本民主主義文学会議・新日本歌人協会・新俳句連盟、日本詩人会議の四団体は、廃案を目指す街頭宣伝を行った。詩人会議運営委員会委員長の小森香子氏は、全国どこでも戦争反対の意志を示そうとよりかける詩「意思表示」を朗読した。また新日本歌人協会の清水勝典氏は「戦争はむかし語りにあらずして真正面より迫り来る」など10首の短歌を朗読した。

宮城県内九条の会連絡会は、9月14日から連日街頭宣伝を行った。

札幌市では、宗教者たちが9月16日日本キリスト教団札幌北光協会前で座り込みの抗議活動を始めた。

また札幌市では、「戦争させない」総がかり運動に1200人が参加した。

秋田県では能代市で総がかり実行委と安保法案阻止能代実行委員会が雨の中、街頭

宣伝を行った（以上、9月17日赤旗）。

さらに9月16日、「みんなで止めよう！『戦争法案』青森集会」には250人以上が参加し、集会やパレードを行った。

- (2) 9月15日岩手県革新懇は、記者会見で、各界の158人に賛同が広がったこと、「憲法九条こわすな！『戦争する国』にさせない—— 私のひとこと」運動をさらに進めると表明した。

9月16日、宗教家が教派や宗派の違いを超えて結成した『安保法制』に反対する北海道宗教者連絡会の呼びかけで、戦争法反対の座り込みを行った。

9月15日、「戦争させない」総がかり行動には1200人が参加し、憲法共同センターの斉藤耕弁護士が、“公然と法案反対の声を上げられない自衛隊員や家族に代わり声を上げよう”と訴えた。9月15日、シールズ東北のメンバーが山形の青年に呼びかけ、山形市内で集会とパレードを行い、若い労働者や学生100人が参加した。その参加者のある女子学生は、“こんなに多くの若者が参加してうれしい。あきらめないで声を上げ続けたい”と語った。福島県桑折町では、「戦争する国づくりSTOP」の稲文字が収穫前の田圃にくっきりと浮かび上がった。

秋田県では、9月13日廃案を求める街頭宣伝、集会、デモが行われた。北秋田市でも集会やデモが行われた（9月17日赤旗）。

9月16日、国民大運動実行委員会、安保破棄中央実行委員会、中央社会保障推進協議会主催の定例の国会活動が衆議員議員会館前で行われ、約130人が参加した。主催者あいさつで、全労連議長の小田川氏は、“与党の国会議員は、戦争法案に反対する多数の国民の声を踏みにじって暴走する、民主主義を踏みにじる異常さがわかっているのか”“これまででない規模で国会を包囲し、強行を許さないという私たちの姿勢を示し、廃棄へ闘い抜こう”と訴えた（9月17日赤旗）。

9月16日「第29回日本高齢者大会」が和歌山で開かれた。のべ5100人が参加し、「戦争と戦後の体験を語り、戦争法案反対の世論を広げる。年金、医療、介護などの要求実現に取り組む」という決議を採択した。

また国外に在住する学生達も、戦争法案に抗議し、自由で民主的社会的実現を求めるグループ「VOICE」(声)を立ち上げることとなった。カナダ、ニュージーランド、フランス、アメリカの大学に通う学生が賛同した。その一人である女子学生は語る。

“遠くにいる学生たちも、日本の将来を本気で守りたいって思っていることを訴えたい。安倍政権を退陣に追い込むまで声を上げ続けたい”、と（9月17日赤旗）。

- (3) 9月16日、戦争法案成立直前には、各地で様々な運動が展開された。その全容の一部は、9月19日号の赤旗の「9・16ドキュメント」に譲るとし、一つだけ若者たちの動きに触れたい。シールズ（自由と民主主義のための学生緊急行動）の一人が日本外国特派員協会での記者会見で述べたのは、“僕らの国会前抗議行動は、始まった6月当初は数百人の参加でした。しかし今では10万人規模です。全国に広が

っています。政権のおかしさ、法案の欠点が国民の怒りに火をつけています” “今まで行動してきて、デモは珍しいものではなくなりました。そして個人が主体的に動くようになりました。主体的に動き始めた人々はもう止まらないと思います” と語ったのである。

- (4) 青年の正義感と平和・民主主義を大切に思う心の深さを私達は理解しなければならない。老壮青一体となって闘うことの大切さを青年から学ばなければならないと私は深く思った。

七 戦争法案の参議院安保法制特別委員会に於ける強行採決

(1) 戦争法案は、9月17日未明、参議院安保法制特別委員会で民主党、社民党、共産党、維新の会、生活の党の反対を押し切り、自民党・公明党の賛成で、大混乱の中で強行可決された。

その混乱は反対闘争の盛り上がりを反映したものであり、議会政治を破壊したのは自民・公明の両党である。

(2) ところで混乱の中、採決が合理的に行われたかは疑わしい。そこで採決の際の委員会議事録の全文を引用しよう(9月18日赤旗)。

○理事(佐藤正久君)他にご意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長鴻池祥肇君不信任の動議に賛成の方の起立を願います。

(賛成者多数)

○理事(佐藤正久君)起立少数と認めます。よって、本動議は賛成少数により否決されました。

鴻池委員長の復席を願います。

速記を止めてください。

(速記中止)

(理事佐藤正久君退席、委員長着席)

○委員長(鴻池祥肇君)・・・(発言する者多く議場騒然、聴取不能)

(委員長退席)

午後4時36分

この議事録を読んだ限りでも、四つの感想が浮かんでくる。

一つは、採決が法的に無効なことであり、そもそも存在すらしなかったことである。

二つは、自公両党の焦りが感じられることである。

三つは、混乱を生んだのは、自公両党であることである。

四つは、自公両党は議会政治の原則「国民主権」と「国会中心の民主主義」を破壊した

ことである。

さらに言うなら、国民、市民の間には戦争法撤廃運動が今後も益々広がり盛んにおこなわれるであろうことである。

(3) 9月17日に参議院特別委でいかなる事態が起こり、不法採決に至ったかの事実の経過については既に略述したが、詳しくは9月18日の新聞記事(特に9月18日赤旗)を参照のこと。

(4) その事実経過の前後の動きについての私の感想を記してみる。

① 第一に、河野統幕長が戦争法成立時期を“2015年夏までに”とアメリカと約束したことを、安倍内閣は約束通り、忠実に実行したことである。安倍内閣はこの約束時点で既にアメリカのみならず、自衛隊上層部の走狗となっていたのである。自衛隊は直接アメリカと情報を通じ合い、政治や軍事をコントロールす力を持っていることである。つまり自衛隊は、安倍内閣といえども統制する力を持ってない程の大きな力を持っているのである。

② 第二に、2015年4月の日米ガイドラインの再改定が、今回の戦争法の先駆けをなすと共に、その基礎となっていることである。新ガイドラインとは、ごく簡単にいえば、自衛隊が米軍の属軍となり、アメリカ軍の指揮命令の下、世界中到るところに出動することを可能にするものである(詳細は、拙稿「戦争・死刑と国家。そして国家と人民(7)」参照)。

③ 第三に、戦争法に対する民衆の反撃のすばらしさと強力なこと、広がり深さである。この反撃の強さ・広がり、老壮青が一丸となって反対運動したことに加え、戦後70年の民主主義が育て上げた青年の運動が、例えばシールズの運動形態をとって、老壮の人々の戦争反対運動を下支えしたことにある。

青年とは希望であり、希望とは青年であるとの感を強くする。

④ 第四に、安倍首相という人物のおぞましきであらう。そのおぞましきとは、国会答弁で平然として虚言と虚勢を張る政治姿勢である。加えて安倍首相の頭の中にあるのは、決して民衆の望む生活の安定や幸福ではない。むしろアメリカ追従の一辺倒的政治姿勢である。一口でいうなら、安倍首相は戦後民主主義と平和主義の破壊者である。

八 戦争法成立過程の背景と効果

(1) 審議過程についての最大の問題点は、法案の持つ現実的・実際効果についての政府の答弁が二転・三転し曖昧を極めたことである。

その例として、①朝鮮半島有事の際の米艦保護の問題、②中東・ホルムズ海峡の機雷掃海の問題などがある。

①につき、安倍首相は、米艦防護の例として、邦人保護のため戦争法の必要を説いた。にも拘らず、審議に於いては、たとえ邦人(日本人)が乗っていなくても軍事力行使が可能だと説明した。

② の中東・ホルムズ海峡での機雷掃海についても、安倍首相はイランによる機雷敷設の可能性に言及した。にも拘らずその後特定の国は想定していないと答弁を変更し、さらに、現実の問題として発生することを具体的に規定しているものではないとさらに答弁を変更し、イランが機雷敷設するかについて国民に深い不信と疑惑を生じさせた。

③ また重要事態法案に於いて「周辺」の地理的制約が撤廃され、支援内容も拡大され、したがって地球規模でのアメリカとの共同対処が可能になった。そこで弾薬提供や発進準備中の戦闘機への給油解禁の是非につき他国との武力一体化にあたるかとの疑念が生ずる。果たせるかな、このことにつき周辺事態法制判定当時の内閣法制局長官大森政輔氏は、参考人として“当時法制局が給油は一体化になると考えていた”と証言したのである。

また、核兵器など大量破壊兵器の運搬についても、安倍首相はあり得ないと強く否定したが、曖昧なままであった。しかし、核武装時代にあつてはアメリカの要請があれば運搬するのは軍事常識上当然であろう。

④ 国際平和支援法案が活動場所を非戦闘地域から「現に戦闘行為が行われている現場（戦場）以外」に拡大したことについて、安倍首相は中東のイスラム国に対する米軍の支援活動について、政策的には行わない答弁したが、その一方で支援の可能性を否定しなかった。

⑤ また改正 PKO 法案では武器使用基準が緩和されたことにより、武装集団に襲われた国連要員らを救出する「駆けつけ警備」が可能になった。しかし、これにより自衛隊員が戦闘に巻き込まれ、「殺すか殺されるか」の瀬戸際に立たされるのは明らかだが、にも拘わらずこの点の答弁も曖昧であった（9月18日河北新報）。

⑥ より根本的問題は、戦争法案の憲法適合性の問題である。安倍首相は、例外的な場合には自衛のための武力行使が許されるとした。その根拠に1972年の政府見解を持ち出し、法的安定性は保たれていると答弁した。

しかし、戦争法案が憲法九条（戦争放棄、武力による威嚇禁止、武力の不行使、戦力不保持、交戦権否認）、そして前文の「平和的生存権」に反することは、明文上明かである。1972年の政府見解を持ち出したのは苦し紛れの詐術的答弁である。安倍首相は、憲法よりもアメリカとの約束（前述）を果たしたのである。

⑦ また自衛隊の海外派遣については、安倍首相は、①我が国が主体的に判断する。②自衛隊の能力、装備、経験に根差したふさわしい役割を果たす。③外交努力を尽くす、とした。しかし、これらは法文上明記されておらず、内閣の恣意的判断を可能にするものである（9月17日河北新報）。

(2) 政治的に最大の問題は、安倍政権が国民、市民の意見、しかも7割を占める反対意見を無視したことである。いわば「問答無用」の姿勢を示したのである。

しかし、この戦後最大の前代未聞の「問答無用」の政治的姿勢は、安倍首相の個人的

資質もさることながら、日本の財界・政治界・アメリカが生み出したものであることを忘れてはならないと考える。正に安倍首相は、日本財界の政治的代理人であり、アメリカの政治的軍事的代理人でもあるのである。

九 戦争法案反対運動

(1) 9月18日夕方、シールズは、国会正門前で“アベはやめろ”“野党がんばれ”とシュプレヒコールを行った。9月14日から連日反対行動をしてきた若者たちの一人女子学生は“暴力や利害に従う人たちは金の切れ目が縁の切れ目です。ですが主体的に自由意思で動く私たちは思い立ったらいつだって登場します。今日がダメならあした、あしたダメならあさって。民主主義を存在させるのは私たち一人ひとりです”と語った。そして男子学生は、“そろそろ大日本帝国の亡霊にとどめをささないといけません。…戦争を経験していない世代として、どう前の世代の思いを引き継いでいくか。それは僕らの世代だからこそ向き合い、やってゆけることだと思う。どんな状況になっても、あきらめることはありません”と語った(9月19日赤旗)。

9月18日も国会周辺では「総がかり行動実行委員会」が呼びかけた国会前集会が開かれ、国会周辺は人で埋め尽くされた。

9月18日、安倍内閣の参院特別委の強行採決に対する抗議の動きはこれ迄以上に広く深く浸透したのである。青森市で、札幌市で、福島市で、秋田市で、山形市で、仙台市で、盛岡市で、抗議の集会、街頭宣伝、デモが相次いで行われた。この反対、抗議の運動はその全容を限られた紙数では到底書ききれない程、戦争法案の強行採決(参院特別委)に対する民衆の怒りは強かったのである(例えば9月19日赤旗を参照)。

一〇 戦争法の可決・成立と戦争法の本質

(1) 9月19日未明に戦争法案は、参院本会議で賛成148票、反対90票で可決された(公布は9月30日、施行は2016年3月末日ごろ)。

(2) これ迄も戦争法についてその本質とその現実的役割を書いてきたが、改めて戦争法の本質を簡単にまとめてみよう。

第一に、違憲の集団的自衛権を認めたことである。更に言えば、集団的自衛権を超え、アメリカ軍が他国と戦争を始めるときにアメリカ軍に加担し、アメリカ軍と共に自衛隊員を戦場に派兵し、武器を用いて戦闘させ、核兵器を含む武器や弾薬などをアメリカに提供するなどの兵站活動を地理的制約なしに世界中で行うことを認めたことである。

第二に、海外派兵を政府の一存(裁量)で行うことが出来るようにしたことである。

第三に、集団的自衛権行使が認められる「存立危機事態」の認定も、政府の一存(裁量)で決められることにしたことである。

第四に、「重要影響事態」の認定も総合的に考慮し、判断するとしているが(安倍答弁)、これも実質的には政府の一存(裁量)で決めることにしたことである。これは国会

無視である。

第五に、自衛隊出動の国会承認を不要としたことである。

第六に、戦争法は、アメリカの利益を守り、日本の財界の利益を拡大するための無法な戦争に日本の自衛隊（員）と民衆を捧げる法——これこそ戦争法の本質であり現実的役割なのである。

第七に、戦争法は、自衛隊の独走を押さえることが不可能に近いものにしたことである。今回の戦争法は、前述したように自衛隊幹部が政府とは独自に事前にアメリカと約束して安倍政権に作らせたものである。となると今後は文民統制（憲法 66 条参照）が空文化する事態が生じることは確実である。

第八に、それだけではない。いわゆる指定公共機関の新入り社員に自衛隊生活体験研修を行っている事実を徴すれば、自衛隊員以外の一般市民も、否応なく自衛隊の支配下に置かれる危険がある（9月16日赤旗）。私立高知中央高校（高知市）が2016年度普通科に「自衛隊コース」を新設する動きがあり、そのパンフレットには「自衛隊をよく知ることにより日本を取り巻く国際情勢などを身に付け、「社会の若きリーダー」となる生徒の育成」を目指し、自衛官OBを講師として「銃剣道」の授業や体験入学などを予定しているという（2015年9月30日赤旗）。

第九に、防衛省は、9月25日、無人機やサイバー攻撃対処といった武器・兵器の研究開発に活用できる基礎研究に対して、外部機関に競争的資金を配分する新制度を使って、東京工業大学など四大学や宇宙開発機構などに計9件を採択したと発表した。防衛省は2015年7月から「安全保障技術研究推進制度」の名目で28項目の研究課題について公募を開始した。採択されると年3000万円の研究費が提供される。そして同制度は10月以降は新たに発足する防衛装備庁に引き継がれるという（9月26日赤旗）。このような動きは経団連の政策でもある（9月23日赤旗）。

第一〇に、米軍と自衛隊が共同訓練を行っている。9月11日から18日にかけて、静岡県自衛隊東富士演習場で米海兵隊と自衛隊が実弾射撃の共同訓練を行ったのである（9月27日赤旗）。

この事実は日米軍事一体化が既に推し進められていることを表わしている。

（3）戦争法の実体

戦争法については、その全容とその現実態がどのようなものかについては以前（本稿2015年5月号）に大筋を書いた。そこで戦争法成立を機に今回改めてその実体・役割の本質を書くことにする。

① 戦争法は、二つの法律から成り立っている。①「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律要綱（平和安全法制整備法要綱）」と、②「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（国際平和支援法）」とである。

② 右のうち①は、アメリカの行う戦争に全面的に参加し共同して戦争することを定め

たものである。つまりアメリカが行う戦争に自衛隊を派遣し、ともに戦うことを認めたものである。実際には自衛隊がアメリカの一部隊としてアメリカの戦争に従属して戦闘することを認めたのである。もっとも「我が国と密接な関係にある他国（アメリカ—注筆者）に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」を防衛出動の要件としている。

しかし、この要件は違憲な空文である。なぜなら、この条文は集団的自衛権を認めたものであり、しかもその判断が、安倍首相の一存で行われるからである。そしてその判断は、アメリカの流す秘密情報に基づいて行われるであろうからである。

③ ④の「国際平和支援法」は、「国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的としており、武力による威嚇・武力行使に当たるものであってはならない」としているが、その反面で武器の使用を認めている。もっとも、武器使用の要件として、自己又は他の自衛隊員の身体・生命の防護上やむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合武器の使用が認められる」としている。

しかし、集団的自衛権（実体はアメリカとの共同戦争）を目的として外地に赴く場合に、武器（その制限はない）を携行し相手方を殺害することは、むしろ戦争（紛争）を煽り、かえって自衛隊員の生命・身体を危険にさらすのではないか。

（４）平和は、非戦の政策、非戦の思想、非戦の論理からのみ現実化するものである。武力による平和は、まやかしの平和である。（憲法運動 2015 年 10 月号と同年 11 月号に戦争法のほぼ全文が載っている）。

（以下次号。安保法制が国会を通過したとする 2015 年 9 月の国会審議と国民の闘いは今回が 2 回目。合計 5 回ほどの連載となります。） 74

